

別 紙

平成 12 年 7 月 3 日付課法 2-10 ほか 3 課共同「法人の青色申告の承認の取消しについて」（事務運営指針）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

（注）アンダーラインを付した箇所が、改正した箇所である。

>

改 正 後	改 正 前
<p>標題のことに、法人税法（以下「法」という。）第 127 条第 1 項（法第 146 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p><u>なお、法人税法施行規則第 59 条の 2 第 1 項に規定する関連者間取引に係る書類の取得等及び保存等の義務の履行状況を理由として青色申告の承認の取消しの要否を判断する場合については、同条の規定の趣旨及びこれに係る令和 8 年 6 月 30 日付「関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の運用に当たっての基本的な考え方及び取扱いについて（事務運営指針）」の内容を踏まえて取り扱うことに留意する。</u></p> <p>（趣旨） （省 略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～7 （省 略）</p>	<p>標題のことに、法人税法（以下「法」という。）第 127 条第 1 項（法第 146 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用に関し留意すべき事項等を下記のとおり定めたから、今後処理するものからこれにより取り扱われたい。</p> <p>（趣旨） （同 左）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～7 （同 左）</p>